



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

## 外国人労働者と厚生年金への加入

厚生年金が適用される会社でフルタイム勤務する人は、外国人も厚生年金に加入しなければなりません。ただし、海外から日本の事業所に一時的に派遣されている等、一定の場合には厚生年金への加入が免除されます。今回は、外国人の厚生年金の加入についてご案内いたします。



社会保障協定がある国

ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・カナダ・フランス・オーストラリア・オランダ・チェコ

内容は国によって異なる

**外国人も厚生年金加入か**  
海外から一時的に派遣

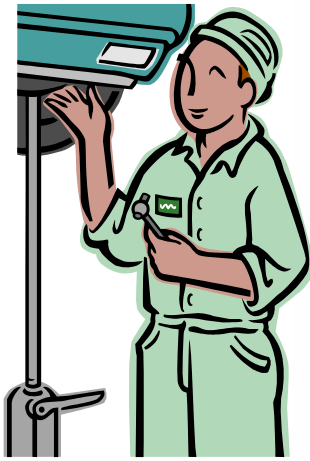
**問** 海外の支店から日本に一時的に派遣される外国人も、厚生年金に加入する義務があるのでしょうか。

**答** 厚生年金の適用事業所で働く場合、原則として国籍に関係なく被保険者となります。海外から日本、または日本から海外に派遣される者は、2つの国の

【愛知・I社】  
社会保障制度に加入する可能性があまりありません。ただし、日本は諸外国と社会保障協定を締結して二重加入の防止を図っています。現在、韓国やアメリカなど10カ国と協定を結んでおり、平成22年12月1日からはスペインとアイルランドが追加されます。

協定国については、派遣期間が概ね5年以内であれば、原則、派遣元の年金制度にのみ加入することになります。

協定国以外から日本に派遣され、適用事業所で働く場合、労働時間など



**厚年**

被保険者となる条件を満たす限りは、厚生年金に加入しなければなりません。短期の加入では、老齢年金の受給資格は得られません。障害や遺族年金は、受給対象になり得ます。短期滞在だから加入しなくてもいいわけではありません。

そこで、保険の掛け捨てをなくすため、「脱退一時金」の仕組みを設けています(厚労法附則第29条)。

①被保険者期間が6カ月以上あり、日本国籍を有しないこと、②日本に住所がないこと、③障害厚生年金などを受ける権利を有したことが

ないなどの条件を満たしたうえで、出国後2年以内に請求手続きをすれば一時金を受給できます。

社会保障協定がない国からの派遣

- 厚生年金加入  
6ヶ月以上加入した後に出国した場合は、脱退一時金を受給できる。

社会保障協定がある国からの派遣

- 一時的(5年以内)な派遣  
原則、母国の社会保障制度に加入。厚生年金への加入は免除
- 長期的(5年超)な派遣  
厚生年金に加入

日本で採用した外国人労働者は、協定の有無にかかわらず厚生年金への加入が必要です。

外国人労働者の社会保険制度への加入に関する詳細は、弊所までお問い合わせください。